

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定の方角について

1 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）について

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（以下、基本計画という）は平成14年10月に制定された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」第6条に基づく計画で、琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための基本計画です。現計画が令和7年度で期間満了を迎えることから、改定を行います。

（1）基本計画の趣旨

基本計画に基づき、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策を総合的に推進していきます。

（2）新基本計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

（3）新基本計画の改定必要性

現行計画は令和7年度末で終了しますが、現在も水上バイクを中心としたプレジャーボートの騒音による生活環境被害が生じていること、外来魚問題に対するレジャーの側面からの取組を引き続き継続する必要があるため、更なる取組の推進に向けたレジャー計画を改定する必要があります。

2 改定の時期

令和7年度末

3 新基本計画の改定手続き

資料4「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画改定スケジュール概要」参照

4 現行基本計画の改定作業にあたっての基本的な考え方

- コロナ禍を経た中での琵琶湖のレジャー利用をとりまく環境の変化や琵琶湖のレジャー利用の状況の変化を踏まえて、所要の見直しを行います。
 - 観光客数の回復など
- 琵琶湖の保全再生にかかる庁内の各施策方針を確認し、関係施策との整合性を図りながら所要の見直しを行います。
 - 琵琶湖保全再生施策に関する計画、都市公園の適正管理、プラごみチャレンジなど
- 基本計画の取組に対する評価を行い、継続課題については引き続き取組を行うこととします。
- 新基本計画においても、基本計画の基本理念である「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」と計画目標である「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」を引き継ぐこととします。

5 主な改定ポイント（目玉）**○多様な利用者への対応（資料3-3：P56～P58）**

- ・停止命令対象者の多くが県外からの利用者であることから、県外利用者への周知啓発活動の取組をより推進します。
- ・近隣府県のマリーナや船舶関係業者・船舶免許講習の業者への啓発協力の模索等により琵琶湖ルールの周知を図ります。
- ・日本語が分からない方でも琵琶湖ルールが理解できるよう、航行規制水域表示看板や啓発パンフレット等に外国語表記を追加します。
- ・視覚的にも情報が伝わるようピクトグラムを各所に追加します。

○新たな外来魚問題（チャネルキャットフィッシュ）への対応（資料3-3：P47,48）

- ・リリース禁止の施策に対する多様な意見を踏まえつつも、琵琶湖の生態系保全上近年懸念されている事柄を踏まえて、レジャーの側面からも更なる取組を推進します。